

## 小金井市下水道総合計画改訂版策定等について

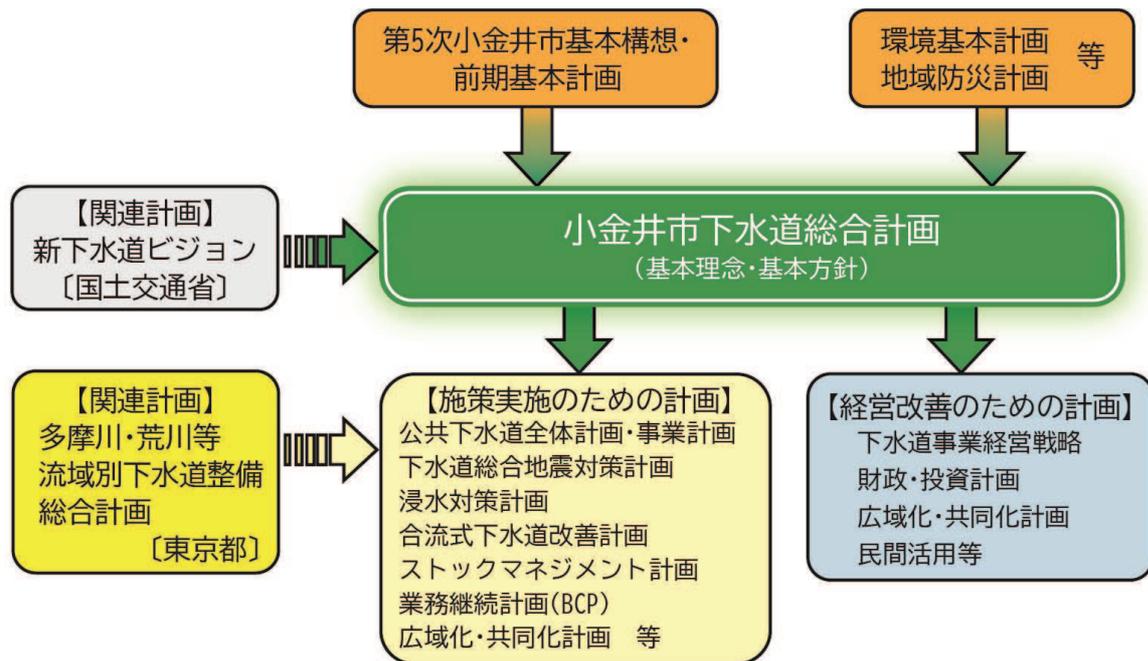
### 【令和7年度新規事業】

- 1 小金井市下水道総合計画改訂版策定
- 2 小金井市下水道事業経営戦略改訂版策定
- 3 下水道使用料の改定検討

- ・以上の3つの事業を令和7年度と令和8年度の2か年をかけて行います。
- ・3つの事業をセットにして、プロポーザル選定により支援委託します。
- ・次回の審議会（7月予定）で下水道使用料改定の諮問を行います。

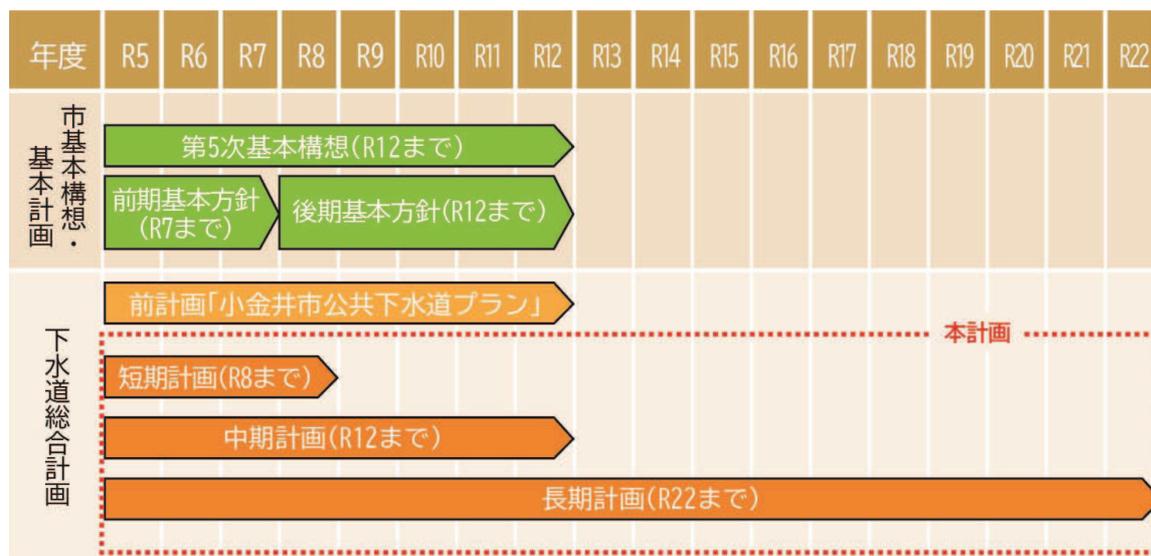
### 1 小金井市下水道総合計画改訂版策定について

#### (1) 現計画の位置付け



(小金井市下水道総合計画 P2 より)

## (2) 計画期間



(小金井市下水道総合計画 P3 より)

小金井市下水道総合計画では、短期計画を令和8年度までとし、市の上位計画である第5次基本構想の計画期間に合わせて令和12年を目標年としております。今回の改訂版では短期計画を目標年に合わせ、令和9年度から令和12年度とします。

## 2 小金井市下水道事業経営戦略改訂版策定について

### (1) これまでの経過

- ・ 小金井市下水道事業経営戦略（令和3年2月策定）  
計画期間：令和3年度～令和12年度  
策定の背景：総務省より令和2年度までの「経営戦略」策定を要請される。
- ・ 小金井市下水道事業経営戦略改訂版（令和5年3月改定）  
計画期間：令和5年度～令和14年度  
改定の背景：小金井市下水道総合計画の財政計画の策定と合わせ改定を実施

今回、2回目の改訂版として計画期間を令和9年度～令和18年度とし、令和9年3月改定を目指します。

### (2) 「経営戦略」の事後検証、更新等について

総務省の「経営戦略策定ガイドライン改訂版」では、「経営戦略」は、計画を策定したことをもって終わりというのではなく、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年ごとに見直し（ローリング）を行い、PDCAサイクルを働かせることが必要である。この場合は、「投資・財政計画」と実績の乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取組等につい

でも検証し、必要な見直し（ローリング）を行うことが重要である。」と規定されています。

### 3 下水道使用料改定の検討について

#### (1) 前回の下水道使用料改定について

前回の下水道使用料改定は、平成28年11月22日に市長から小金井市下水道使用料審議会（小金井市公共下水道事業審議会の前身）へ「小金井市下水道使用料の改定について」諮問を受け、平成29年12月25日に小金井市下水道使用料審議会から市長へ答申を行いました。

その中で世代間の公平性及び改定率の平滑化を考慮すると、将来比較的早い時期に使用料改定を実施することが適切と考えられるが、その前段として下水道使用料を東京都23区や周辺市と比較分析を行っていくうえで、下水道使用料体系を東京都23区などと整合させることが有効と考えられるとし、平成30年第1回小金井市議会定例会にて下水道条例の一部を改正する条例が可決され、平成31年4月に基本水量及び従量区分の変更を行いました。（別紙参照）

#### (2) 小金井市下水道事業経営戦略改訂版での検討状況

「現段階では収支の均衡が取れていることから早急な使用料の見直しの必要性がないと考えています。今後、収支均衡を将来にわたり維持するために、公営企業会計の確実な運用及び投資・財政計画の見直しを行いながら、収支ギャップの発生が見込まれた場合は、小金井市公共下水道事業審議会と共に適切な使用料の見直しを検討します。」

## ■平成31年4月の下水道使用料の基本水量及び従量区分の変更（1か月当たり・税抜）

| 種別                              | 旧                             |                      | 新                             |                      |
|---------------------------------|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|----------------------|
|                                 | 区分                            | 料率                   | 区分                            | 料率                   |
| 一般汚水(公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水) | 10 立方メートル以下の分                 | 基本使用料<br>350 円       | 8 立方メートル以下の分                  | 基本使用料<br>350 円       |
|                                 | 11 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分     | 1 立方メートル当たり<br>70 円  | 9 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分      | 1 立方メートル当たり<br>70 円  |
|                                 | 21 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分     | 1 立方メートル当たり<br>105 円 | 21 立方メートル以上 30 立方メートル以下の分     | 1 立方メートル当たり<br>105 円 |
|                                 |                               |                      | 31 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分     | 1 立方メートル当たり<br>120 円 |
|                                 | 51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分    | 1 立方メートル当たり<br>135 円 | 51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分    | 1 立方メートル当たり<br>135 円 |
|                                 | 101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分   | 1 立方メートル当たり<br>170 円 | 101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分   | 1 立方メートル当たり<br>170 円 |
|                                 | 201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分   | 1 立方メートル当たり<br>210 円 | 201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分   | 1 立方メートル当たり<br>210 円 |
|                                 | 501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分 | 1 立方メートル当たり<br>250 円 | 501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分 | 1 立方メートル当たり<br>250 円 |
| 1,001 立方メートル以上の分                | 1 立方メートル当たり<br>290 円          | 1,001 立方メートル以上の分     | 1 立方メートル当たり<br>290 円          |                      |
| 公衆浴場汚水(温泉、むしぶろその他の特殊浴場を除く。)     |                               | 1 立方メートル当たり<br>13 円  |                               | 1 立方メートル当たり<br>13 円  |
| 井戸汚水(家事用)                       | 1 世帯当たり                       | 700 円                | 1 世帯当たり                       | 700 円                |